



組織的にいじめ問題に取り組むため、平成29年度、「いじめ対応マニュアル」を改訂し、県内全公立学校教職員に配布しました。
 ※ここでは、その概要を掲載しています。「いじめ対応マニュアル」は、県教育委員会のホームページにも掲載しています。

1 未然防止(P4) ～いじめを生まない土壌づくり～

人権教育の充実

- 「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させることが大切です。
- 子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要があります。

道徳教育の充実

- 未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業の活用が有効です。
- いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切です。
- 子どもたちは、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心遣い」、「やさしさ」、「他者を思いやる気持ち」等に触れる生活を通して、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられます。
- 道徳の授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討した上で取り扱うことが大切です。

体験活動の充実

- 発達の段階に応じた兵庫型「体験教育」を推進し、集団活動や地域の大人たちとの交流、自然とのふれあいなどを通して、子どもたちに豊かな人間性と社会性を育むとともに、学校・家庭・地域が一体となって心の教育の充実を図ることが大切です。

コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- 「自分自身を理解する」「相手の気持ちを思いやる」などの人間関係を結ぶ力を育み、「相手を傷つけず」「自分の考えを表現する」等のコミュニケーション能力を育成することが必要です。
- 学級活動、児童会・生徒会活動等はいじめ防止の取組を自分たちで考え実施する等、児童生徒の主体的な活動を進め、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係づくりを進めることが大切です。

いじめ未然防止プログラム(心の教育総合センター)
<https://www.hyogo-c.ed.jp/~kenshu/>

2 早期発見(P7) ～子どもの変化を敏感に察知～

日々の観察

- 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配ります。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、子どもたちに安心感を与えるとともに、いじめ発見に効果があります。
- いじめ早期発見のためのチェックリスト(P29)・教職員のいじめ対応チェックリスト(P30)を活用することが有効です。
- 教室等には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切です。

観察の視点

- 成長の発達段階からみると、子どもたちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなります。担任を中心に教職員は、学級内いじめのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要があります。
- 気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要があります。

連絡帳・生活ノート

- 連絡帳や生活ノートの活用により、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できます。
- 気になる内容に関しては、他の教職員と情報を共有した上で、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応します。

教育相談(学校カウンセリング)

- 日常生活の中での教職員の声かけ(チャンス相談)等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要です。それは、教職員と子どもの信頼関係の上で形成されるものです。
- 定期的な教育相談期間を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実施するなど、相談体制を整備することが必要です。中学校・高等学校では、考査前の時期や進路選択の時期等を利用し、教育相談週間または月間として位置づけることが望まれます。

いじめ実態調査アンケート

- 実態に応じて随時実施することを原則としますが、少なくとも学期に1回以上の実施を本県のいじめ防止基本方針で定めています。
- いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、学校の実情に応じて配慮する必要があります。
- アンケートの結果については、実施方法に関わらず子どもや保護者にフィードバックする必要があります。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要です。

3 早期対応の基本的な流れ(P10) ～問題を軽視することなく、迅速かつ組織的に対応～

いじめ情報のキャッチ

- 「いじめ対応チーム」を招集する。
- いじめられた子どもを徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)

※直ちに、いじめ対応チーム(P16)(学級担任、生徒指導担当教員等)に連絡し、管理職に報告

正確な実態把握

- 当事者双方、周りの子どもから聴き取り、記録する。
- 個々に聴き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

指導体制、方針決定 重大事態の判断(P19)

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。

※生命や身体の安全がおよびやかされるような重大な事案及び学校だけでは解決が困難な事案

緊急対策会議→教育委員会・警察等へ連絡

子どもへの指導・支援

- いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた子どもに、相手の苦しみや痛みを思いを寄せ、指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- 加害者支援の立場から、加害者の抱える課題にも目を向け、成長支援の視点を持つ。

保護者との連携

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 被害・加害を問わず保護者の協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合うなど支援していく。

その後の対応

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。
- 解消の判断(P13)

4 チェックリスト(P29～31)

いじめ早期発見のためのチェックリスト P29

教職員のいじめ対応チェックリスト P30.31